

○新温泉町再生可能エネルギー導入促進事業費補助金交付要綱

平成24年 3 月27日告示第21号

(趣旨)

第1条 この要綱は、町民の再生可能エネルギーの導入を促進し、循環型社会への構築に向けた意識の高揚と環境にやさしいまちづくりを推進するため、新温泉町再生可能エネルギー導入促進事業費補助金（以下「本補助金」という。）を交付することについて、新温泉町補助金等交付規則（平成17年新温泉町規則第40号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象設備)

第2条 本補助金の交付の対象となる設備（以下「対象設備」という。）は、別表の第1欄に掲げるもので同表第2欄に掲げる要件を満たすものとする。

(補助対象者)

第3条 本補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次のいずれかに該当し、かつ、町税の滞納がない者とする。

(1) 自ら居住し若しくは居住しようとする新温泉町内の住宅に対象設備を設置する者又は自らが居住するために新温泉町内の対象設備が設置された住宅を購入する者であること（店舗、事務所等の兼用住宅を含む。）。ただし、住宅が自己の所有に属さない場合は、あらかじめ書面による所有者の設置承諾を受けているものとする。

(2) 自らが管理する新温泉町内の事業所又は共同利用施設に、小型風力発電設備、小水力発電設備又は木質バイオマス熱利用設備（薪ストーブ、ペレットストーブ、薪ボイラー、ペレットボイラーをいう）を設置する者

(3) 自らが管理する集会所その他の共同利用施設に対象設備を設置する新温泉町自治連合会に加盟している住民組織

2 前項の規定にかかわらず、過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けている者は、当該交付に係る別表に掲げる区分と同一の区分についての補助金の交付を受けることができない。

(補助金の算定)

第4条 本補助金は、別表の第1欄に掲げる対象設備の区分に応じ、それぞれ同表の第3欄に掲げるところにより算出した額（1,000円未満の端数は、その端数を切り捨てる。）以内で算定し、予算の範囲内で交付する。ただし、同表第4欄に掲げる額を限度額とする。

(交付申請)

第5条 本補助金の交付を受けようとする者は、対象設備の設置前又は対象設備付き住宅の引渡し前に、規則第5条に定める補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1) 新温泉町再生可能エネルギー導入促進事業計画書及び収支予算書（様式第1号）

(2) 対象設備の設置に係る契約書若しくは見積書の写し又は対象設備付き住宅売買契約書の写し

(3) 対象設備の形状、機種、規格、性能等を説明する資料

- (4) 対象設備設置場所の現況写真
- (5) 対象設備設置場所の位置図
- (6) 対象設備のうち太陽光発電システムにあつては、太陽光発電システムの概要と補助対象経費内訳（様式第3号）
- (7) その他町長が必要と認める書類
（承認を要しない変更）

第6条 規則第8条第1項の町長の定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 対象設備の追加又は廃止に係る変更
- (2) 本補助金の増額を伴う変更
- (3) 本補助金の3割以上の減額を伴う変更
（実績報告書）

第7条 規則第11条に定める実績報告は、対象設備の設置を完了した日若しくは対象設備付き住宅の引渡し完了した日から30日以内又は当該年度の3月末日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 新温泉町再生可能エネルギー導入促進事業報告書及び収支決算書（様式第2号）
- (2) 対象設備の設置費に係る領収書の写し及びその内訳を示す内訳書
- (3) 対象設備の設置状態を示す写真及び対象設備が設置された施設全体の写真
- (4) 対象設備の設置場所及び付近の見取図
- (5) 第3条第2号に掲げる補助対象者にあつては、事業所又は共同利用施設を管理する権限を証する書類
- (6) 太陽光発電システムを設置し、又はこれらが設置された建売住宅を購入した場合にあつては、太陽光発電システムの概要と補助対象経費内訳（様式第3号）
- (7) 電力会社との間に当該機器に係る電力受給契約を締結している場合はその写し
- (8) その他町長が必要と認める書類
（交付決定の取消し等）

第8条 規則第15条の条件等に違反したときとは、次のいずれかに該当すると認められるときとする。

- (1) 虚偽の申請その他不正行為によって補助決定及び補助金を受けたとき。
- (2) 補助金をその用途以外の目的に使用したとき。
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき。
- (4) その他町長が補助の決定の取消しの必要を認めたとき。
（取得財産等の処分の制限）

第9条 補助対象者は、対象設備の法定耐用年数の期間内において、当該対象設備を処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書（様式第4号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

（設置後の報告）

第10条 町長は、補助金の交付を受けた者に対し、対象機器に関するデータの提供その他の協力を求めることができる。

（雑則）

第11条 この要綱に定めるもののほか本補助金の交付に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月28日告示第28号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月28日告示第27号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月25日告示第50号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月27日告示第13号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第2条、第4条関係）

1 対象設備	2 対象設備の要件	3 補助金の算定	4 限度額
太陽光発電システム	住宅の屋根等に設置した太陽光発電システムのうち、太陽電池の最大出力（太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値（kW表示によるものとし、小数点以下第2位未満の端数は、その端数を切り捨てる。）とする。以下同じ。）が10kW未満のものであって、次の各号のいずれの要件も満たすもの （1）一般社団法人太陽光発電協会が示す住宅用太陽光発電導入支援復興対策事業技術仕様書（J-PEC 第1110-0059号 改定平成25年4月1日）の要件に適合するもの、又はこれと同等以上の性能及び品質であること。 （2）対象設備の設置経費が1kW当たり50万円（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）以下であるもの。 （3）未使用品であること。	太陽光発電システムを構成する太陽電池の最大出力1kW当たり5万円 （町内業者【町内に本店、支店又は営業所を有する業者をいう。】以外の業者が設置する場合は1kW当たり3万円）	20万円 （町内業者【町内に本店、支店又は営業所を有する業者をいう。】以外の業者が設置する場合は12万円を上限とする）
小型風力発電施設	風力でブレード（風車の羽根をいう。）を回転させ、その回転運動を発電機に伝えて発電する発電機の定格出力が100ワット以上の施設であって、次の各号のいずれの要件も満たすもの （1）強風時における安全対策が施されているものであること。 （2）騒音等への対策が施されているものであること。 （3）ブレード等の回転部に容易に人が接触することがないように、人の手の届かない高さに設置し、又は周囲に柵を設ける等の措置が講じられていること。 （4）未使用品であること。	小型風力発電設備の設置に要する経費の10分の1	10万円
薪ストーブ、ペレットストーブ	薪・ペレットを燃料として使用するストーブであって、次の各号のいずれの要件も満たすもの （1）直接的に暖房に供する物 （2）未使用品であるもの	ストーブの設置に要する経費の5分の1	5万円

薪ボイラー ペレットボイラー	薪・ペレットを燃料として使用するボイラーであって、次の各号のいずれの要件も満たすもの (1) 未使用品であるもの	ボイラー本体価格の5分の1	10万円
太陽熱温水器	太陽熱を利用した温水器であって、次の各号のいずれの要件も満たすもの (1) 貯湯量100リットル以上のものであること。 (2) 一般に販売されているものであること。 (3) 未使用品であること。	太陽熱温水器の設置に要する経費の10分の1	2万円
家庭用蓄電池	10kW未満の太陽光発電設備を設置しているものか、これから太陽光発電設備を設置するもの。	蓄電池の設置に要する経費の5分の1	20万円
その他町長の認める再生可能エネルギー設備	小型水力発電等再生可能エネルギーを利用した発電設備等であって、町長の認めるもののうち未使用品であるもの	再生可能エネルギー設備の設置に要する経費の5分の1	20万円